

第 10 回

熊本県議会

道州制問題等調査特別委員会会議記録

平成24年12月14日

開 会 中

場所 第 1 委 員 会 室

第 10 回 熊本県議会道州制問題等調査特別委員会会議記録

平成24年12月14日(金曜日)

午前10時00分開議

午前11時35分閉会

本日の会議に付した事件

- (1) 地方分権改革について
- (2) 道州制について
- (3) 閉会中の継続審査事件について

出席委員(16人)

委員長	重村	栄
副委員長	小早川	宗弘
委員	前川	收
委員	平野	みどり
委員	大西	一史
委員	堤	泰宏
委員	藤川	隆夫
委員	荒木	章博
委員	松田	三郎
委員	溝口	幸治
委員	田代	国広
委員	松岡	徹
委員	淵上	陽一
委員	前田	憲秀
委員	九谷	高弘
委員	甲斐	正法

欠席委員(なし)

委員外議員(なし)

説明のため出席した者

総務部

部長	駒崎	照雄
総括審議員兼		
市町村局長	小嶋	一誠
人事課長	古閑	陽一
財政課長	濱田	義之

税務課長 渡辺 克淑

市町村行政課長 能登 哲也

市町村財政課長 山口 洋一

企画振興部

政策審議監 内田 安弘

企画課長 坂本 浩

健康福祉部

首席審議員兼

健康福祉政策課長 吉田 勝也

環境生活部

環境政策課長 宮尾 千加子

商工観光労働部

首席審議員兼

商工政策課長 木村 敬

農林水産部

農林水産政策課長 国枝 玄

土木部

監理課長 金子 徳政

都市計画課審議員兼

課長補佐 田尻 雅裕

教育委員会事務局

教育政策課長 田中 信行

事務局職員出席者

政務調査課主幹 板橋 徳明

議事課課長補佐 松尾 伸明

午前10時0分開議

○重村栄委員長 おはようございます。まず、開会に先立ちまして御報告いたします。本日は、荒木委員は少しおくれるとの連絡が入っております。

ただいまから、第10回道州制問題等調査特別委員会を開会いたします。

審議に先立ちまして、さきの本会議において、新たに本委員会の委員に選任されました

甲斐委員から、一言御挨拶をお願いいたします。甲斐委員どうぞ。

○甲斐正法委員 おはようございます。下益城郡区選出、自由民主党の甲斐正法と申します。今後ともよろしくお願いいたします。

○重村栄委員長 それでは、審議に入ります。

衆議院選挙中のごさいますて、気がそぞろの先生方も多数いらっしゃるかと思いますが、しばらくの間、こちらのほうに神経を集中していただいて、御審議をいただきたいと思ひます。

それでは、本委員会に付託されている調査事件は、地方分権改革に関する件、道州制に関する件であります。

まず、執行部からの説明の後に、一括して審議を行いたいと思ひます。

説明に当たっては、可能な限り簡潔にお願いいたします。

それでは、お手元の委員会次第に沿って、順次説明をお願いいたします。

議題1及び2について、坂本企画課長。

○坂本企画課長 企画課でございます。座ったまま失礼いたします。

まず、地方分権改革関係について、御説明いたします。

資料をめくっていただき、2ページをお開きください。ページの右側に、地域主権改革における主な動きをまとめております。

前回9月の委員会で御報告させていただいた内容から、新たにつけ加えた項目に、アンダーラインを引いております。

ことしの3月9日に、国会に提出されていた第3次一括法案は、衆議院の解散に伴い廃案となっております。

解散前日の11月15日には、国の特定地方行政機関の事務等の移譲に関する法律案と、国

の出先機関の事務・権限のブロック単位での移譲が閣議決定されております。

内容につきましては、後ほど九州広域行政機構に関連づけて御説明いたします。

解散後の11月30日には、地域主権推進大綱が閣議決定されております。

3ページをお願いいたします。

地域主権推進大綱の概要について、御説明いたします。

本大綱は、これまでの取り組みと成果を総括し、今後の課題と進め方について取りまとめたものです。

以下、主な項目の概要について、御説明いたします。

まず、第1、義務付け・枠付けの見直しと条例制定権拡大については、左側の①にありますように、第1次、第2次一括法が成立し、本県においても条例の整備が進められております。今後は、右側の②、廃案になった第3次一括法案に盛り込まれていた事項の実現や、③、第2次勧告のうちこれまで見直し対象とならなかった事項等について、第4次見直しにおいて検討が進められております。

また、④のところですが、今後の義務付け・枠付けの新設については、必要最小限にすることとされ、所管府省や総務省において厳格なチェックを行うとともに、必要に応じ地域主権戦略会議において、所管府省に意見を述べることとされております。

次の、第2、基礎自治体への権限移譲については、第2次一括法の施行に伴い、市町村に対する事務移譲が進められております。今後は、右側の②、③にありますように、さらなる事務移譲についても、検討を進めていくこととされております。

4ページをお願いいたします。

第3、国の出先機関の原則廃止の①については、後ほど九州広域行政機構のところで御説明をいたします。

③、ハローワークにつきましては、国が行

う無料職業紹介と地方公共団体が行う相談業務等を、一体的に実施する取り組みが進められるとともに、移管と実質的に同じ状況をつくるハローワーク特区が、埼玉県と佐賀県で開始されております。

なお、右側③にありますように、ハローワーク特区は、今後3年程度の実施を経て、権限移譲について検討されることとされております。

次の、第4、ひもつき補助金の一括交付金化については、新たに地域自主戦略交付金が創設され、平成23年度から導入されております。本県の交付金の配分状況については、後ほど御説明いたします。

5ページをお願いいたします。

第5、地方税財源の充実確保に関しましては、社会保障と税の一体改革において、消費税率の段階的引き上げを行うこととする法案が、8月に成立しました。

今後の進め方については、右側になりますが、①、安定的な地方税体系の構築、②、地方交付税の総額確保が記載されております。

第6、直轄事業負担金の廃止に関しては、維持管理に係る負担金制度が廃止されました。今後は、現行の制度の廃止とその後のあり方について、25年度までに結論を得ることとされております。

第7、地方自治制度の見直しでは、①、地方自治法の改正、②、大都市制度のあり方について審議中ということが記載されております。今後、引き続き検討とされておるところです。

第8、自治体間連携では、右の欄の方を見ていただきますと、今後の進め方のところですが、道州制の記載がありますが、射程に入れていくという表現になっております。

第9、緑の分権改革の推進などに関する取り組みが、地域主権改革として進められてまいりました。今後、事業化モデルの全国展開、定住自立圏構想の一層の充実を図るとい

うふうにされております。

6ページをお願いいたします。

ここからは、義務付け・枠付けの見直しと条例制定権の拡大についてでございます。昨年成立しました第1次一括法と第2次一括法についての、現在の熊本県の対応状況をまとめております。

これまで、国が決定し、地方公共団体に義務づけてきた基準等を、地方公共団体がみずから決定し、実施するよう改めるために、条例制定が必要となるものです。

本議会には、老人福祉法、社会福祉法、介護保険法、生活保護法、児童福祉法、障害者自立支援法に関する社会福祉施設等の人員、設備及び運営の基準等を定める18本の条例案を提出させていただいております。本県独自の基準を設定しておりますので、後ほど御説明させていただきます。

右のほうをごらんください。(2)にありますように、今年度内に改正を行う必要がありますものは、道路法、鳥獣保護法などの残り6法律分になります。それぞれ所管課で検討を進めており、次の2月議会に提案させていただく予定でございます。

その下の、基礎自治体への権限移譲については、来年4月の移譲に向け、県と市町村間で、説明会の実施やマニュアルの作成・配布等を進めております。

7ページをお願いいたします。

今議会に提案させていただきました18条例について、本県が独自に制定した主な基準について、説明させていただきます。

今回、社会福祉施設等の人員、設備及び運営の基準に関する条例の制定に当たり、利用者の皆様の福祉の向上等に資するよう、庁内はもとより、施設設置者や各種福祉サービスの提供事業者、関連団体等と意見交換を行いながら、基準の検討を行ってまいりました。それらの検討を踏まえ、18条例全てに共通する施設運営基準として、次の5項目を努力義

務として各条例に独自に盛り込んでおります。

まず、①、外部評価等によるサービスの質の向上として、施設の自己評価とともに定期的に外部評価を実施し、その結果を公表することで、サービスの質の向上と改善が図られるというふうに考えております。

次に、②、非常災害時の対応として、災害時に地域の高齢者、障害者など要援護者の受け入れに努めることで、災害対策の向上が図られると考えております。

③、食事の提供における地産地消の推進では、県内産の農林水産物を使用させていただくことで、利用者の食生活の向上が図られるものと考えております。

④、食育の推進では、地域の特色を生かした食事の提供など、食育の推進に努めることとし、その効果として、利用者が、健全で豊かな食生活を送ることができるものと考えております。

⑤、地域福祉の推進としては、施設の利用者が、地域住民と交流できる機会の確保に努めることとし、結果として、利用者が、地域住民とのふれあいの中で、安心して暮らしていくことができるのではないかと考えております。

以上が、18条例に共通して盛り込む5つの独自基準でございます。

続きまして、その他の個別の条例における独自基準について、御説明いたします。

(1)、特別養護老人ホーム及び指定介護老人福祉施設の居室の定員の特例を、独自に設定しております。国の基準では、居室定員を原則1人とし、必要と認められる場合は、特例として2人とすることができるとなっております。新たに定める本県の基準では、定員は、原則1人としつつ、特例として2人以上4人以下とすることができるとし、このことにより入所希望者やその家族の多様なニーズに対応することが可能となります。

8ページをお願いいたします。

本県独自の基準の、(2)、保育所の設備及び運営の基準として、屋外遊戯場の設置基準を独自に設定いたしました。保育所は、屋外遊戯場を設置することとされており、国の基準では、保育所の付近に設置することも可能とされております。新たに定める県の独自基準では、保育所の建物等と同一敷地または隣接する敷地内に設置しなければならないとし、このことにより、児童の安全の確保が図られ、他県で発生している移動時の交通事故も未然に防げると思っております。

次に、満3歳以上の幼児に対する食事の提供について、外部からの搬入を認める際の要件を義務化しております。国の基準では、満3歳以上の幼児に対する食事の提供で、外部搬入を認める要件として、食育に関する計画に基づき食事を提供するよう努めることとされております。新たに定める県の独自基準では、そのことを努力義務ではなく義務づけることといたしました。これにより、外部搬入であっても、食育計画に基づく満3歳以上の幼児への食事の提供が確保されるものと考えております。

以上が、本議会に提案している条例における、県が独自に制定した主な基準でございます。

なお、下の段にありますように、2月議会に提案予定の条例においても、道路、公営住宅、高齢者、障害者等の移動の円滑化、鳥獣保護に関する独自基準の設定を検討中でございます。

9ページ、10ページは、一括法の施行に伴う条例制定、権限移譲に係る工程表となっております。前回お示しした工程表からの変更はございません。

続きまして、11ページをお願いいたします。

地域自主戦略交付金、いわゆる一括交付金についてです。1段落目にあるとおり、4月

6日に、内閣府から各都道府県に交付限度額が通知されておりましたが、その次の段落にありますように、10月26日に閣議決定された予備費活用の経済対策として、内閣府から新たに防災力向上のための追加配分がありました。これは、大規模災害に備えた防災・減災対策事業であって、緊急性が高いものに限定された配分であり、都道府県分全体で186億円、うち本県分として3.4億円の配分がありました。

9月以降の地方分権改革に関する主な動向は、以上のとおりです。

続きまして、国の出先機関の原則廃止に関連して検討しております九州広域行政機構について、御説明いたします。12ページをお開きください。ここからは、資料が縦になっております。申しわけございません。

九州広域行政機構に関する経緯をまとめたものでございます。最近の経緯を、国の動き、全国知事会、関西広域連合の動き、そして九州知事会の動きの3列で整理をしております。

アンダーラインを引いているのが、今回新たに御説明する内容となります。

前回は、9月の通常国会会期末までに法案提出ができなかったことについて、御説明をいたしました。

その後、10月29日に臨時国会が開会され、10月31日には九州地方知事会議が開催され、緊急提言を公表しました。それが、13ページになります。

第3段落目で、さきの通常国会の法案提出は見送られたが、法案は、九州の主張を多く取り入れたもので評価できるということを書いております。

第4段落目で、なお、移譲対象となる事務・権限の全体像や、財源確保のための具体的な仕組み、持ち寄り事務等の詳細は、依然として明らかにされていないが、従来からの九州地方知事会の主張を十分に踏まえて、早

期に政府の考え方を示すことが必要であるということを書いております。

そして、次の段落で、ここが特に意識して記載したところでございますが、この委員会でも再三申し上げてきましたが、市町村との意見交換というのが不足していたという反省に基づきまして、2行目に、基礎自治体や経済団体等との意思疎通を深めながらというような言葉を入れております。九州地方知事会においては、基礎自治体や経済団体等との意思疎通を深めながら取り組みを進めていく所存であるというふうに記載しております。

最後の段落で、国は政治の強力なリーダーシップのもと、基礎自治体の理解を得るための取り組みを進め、早期の法案提出の実現を求めるとしています。

12ページに戻っていただきまして、11月に入って国の動きが急展開をしました。

まず、8日に、第17回地域主権戦略会議において、法案について議論されましたが、報道によりますと、市町村側からの慎重論が相次ぎ、法案の了承は見送られたという中で、その後、法案の課題のうち大規模災害時の対応、市町村の意見の反映の仕組みについて修正をされ、13日の第10回アクションプラン推進委員会、続く15日の第18回地域主権戦略会議で再度議論をなされました。そして、15日、地域主権戦略会議の後に、国は持ち回りで法案等の閣議決定を行いました。しかし、臨時国会での法案提出は見送られ、翌16日には、衆議院解散ということになりました。今後の法案の取り扱いというのは、選挙後の政府、国会に委ねられているということでございます。

では、閣議決定されました法案の概要について、簡単に御説明をいたします。14ページからになります。

6月の本委員会で御説明しました第9回のアクションプラン推進委員会時点での案から、修正された箇所アンダーラインを引い

ております。そのうち、主な修正箇所についてだけ、御説明をいたします。

まず、15ページの4、国及び特定広域連合等の責務についてですが、③の項目が追加されています。全国市長会等の意見を踏まえ、事務等の実施に当たって、できる限り関係市町村の意見を反映しなければならないことが規定されたものです。

次に、16ページの6、事務等移譲計画の認定について、②の項目が追加されています。実施区域に含まれる都道府県及び市町村の意見を聴いたときは、できる限りその意向を反映しなければならないことが規定され、市町村等の意見を反映することが義務づけられています。

少し飛びまして19ページ、8、認定を受けた特定広域連合に関する特例等の⑦ですが、大規模災害時等の万全な対応ということで、大臣から指示を受けた特定広域連合等は、直ちに当該市に係る措置をとらなければならないという規定が追加されています。

最後に、20ページの11のその他の②になりますが、法律施行後1年経過後に検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるという規定が追加されています。

また、この法案の閣議決定にあわせて、国の出先機関の事務・権限のブロック単位での移譲についてという閣議決定がなされています。21ページがその概要になりますが、この中では、法案に定めるほかの移譲対象、出先機関で実施されている個別の事務権限の移譲等の取り扱いについて定められています。

主な内容としては、まず、経済産業局、地方整備局、地方環境事務所の長が、法令による委任を受け、または、通達等に基づき実施している個別の187法律の事務権限のうち、①を見ていただきますと、70法律の事務権限は移譲の対象とする。②で、これは重複もありますが、142法律の事務権限は原則移譲の対象とする方向で、期限を切って引き続き検

討するものとされております。

次に、法令で個別に規定されていない事務権限のうち、移譲の対象となった事務等に関連するものについては、特定広域連合等が地域における事務として、みずから実施することとされております。

以上が、閣議決定された法案等の概要になります。

この法案等の閣議決定を受けて、11月15日、16日は、地方の各団体からコメントが出されています。その中で、九州地方知事会の広瀬大分県知事から出されたコメントを、22ページにつけております。

第3段落目を見ていただきますと、衆議院解散により法案成立の見込みは立っていないが、この法案は、今後の国と地方のあり方に関する制度を構築する際の礎となるものと考えられるということで、第4段落目で、今後、今回の法案を土台として、国が責任を持って、国の出先機関改革の方針を示し、実現に向けて取り組んでいただきたいとしております。

このほかに、地方の各団体から出されたコメントの詳細については、省略させていただきますが、全国知事会及び関西広域連合からのコメントでは、法案化に至ったことを評価するという内容になっております。一方、全国市長会及び全国町村会からは、基礎自治体への懸念が払拭されない中で法案を閣議決定したことは、極めて遺憾であるという声明が出されています。

本県としても、今回法案提出に至らなかったことは残念ではありますが、国と地方が協議を重ねて具体的な法案が閣議決定されたことは、一定の成果と考えております。

以上が、地方分権改革関係の説明になります。

続きまして、道州制関係について、御報告をさせていただきます。24ページをお開きください。

また、資料は横に戻ります。申しわけあり

ません。

道州制関係の動きを一覧にしておりますが、前回の報告から動きがあったものを、アンダーラインを引いたゴシック調で記載をしております。

まず、11月21日及び22日に、本県もメンバーであります道州制推進知事・指定都市市長連合が、政党への要請活動を行いました。11月26日には、州都をテーマとした未来会議の第3回目を開催しております。

まず、25ページに、道州制推進知事・指定都市市長連合の政党への要請活動について、記載をしております。21日は、11月から新共同代表に就任された村井宮城県知事、22日は副代表の古川佐賀県知事が、要請活動をされております。本県からは、参加をしております。

要請先は、自由民主党、公明党、みんなの党、民主党、日本維新の会でございます。

要請内容としては、総選挙の政権公約に、道州制を推進する方針等を明記し、道州制への理念や制度設計実現に向けた工程等を具体的に盛り込むこと、2番目で、道州制推進法を地方の意見を反映の上、平成25年通常国会において成立させることを要請しております。

26ページをお開きください。

第3回くまもと未来会議について、まとめております。今回は、東京大学大学院教授の姜尚中委員にも御出席をいただいております。

会議では、事務局で作成しました州都構想の骨格案に基づき、州都に向けた取り組みの方向性等について、委員から御意見をいただきました。

その資料につきまして、先に御説明させていただきます。28ページ、29ページをごらんください。2回目までの委員会で、未来会議の御意見を盛り込んで整理したものでございます。

28ページには、州都構想の目的、州都選定の視点、州都の条件、そして、今回新たに州都のイメージという項目を追加して、熊本が目指すべき州都の姿をまとめております。

州都の目的については、第2回会議で、九州のどこの県からも支持を得られるよう、九州の多極分散型発展というのを前面に押し出すべきという御意見をいただきましたので、今回、多極分散型発展を目指すこれからの九州にあって、熊本がどのような貢献ができるのかを考えるきっかけとなるということを目的にしております。

また、2番目のところで、州都を目指す過程で、より品格があり活力のある県へとレベルアップを図るということで、前回この委員会でも御議論をいただきましたが、州都を目指す過程でのそのレベルアップを図るといふ、そういったことも目的にしております。

29ページですが、熊本の現状をまとめますと、強みとしては、九州の中心的機能を担う十分な潜在能力があるということが上げられますが、一方、弱みとして、九州各地とのつながりや、全国や世界とのかかわり方が十分とはいえないということが挙げられております。

未来会議の委員から出ました、熊本と九州を結び、熊本を全国、世界に開くということ 키워ードに、今後の取り組みの方向性を整理しております。

それぞれの視点の方向性としては、地理的視点においては、横軸を結ぶということ、経済的視点においては、知の集積と交流拡大を目指すということ、安全・安心の視点においては、九州を支える防災拠点づくり、そして、品格・暮らしやすさの視点においては、品格あるオープンな生活圏の形成、政治的視点においては、九州のよき世話役となるというような取り組みの方向性を記載しております。

そして、このような取り組みに当たって

は、県民一人一人の熱意が原動力であり、州都議論へ県民が主体的に参加していただくよう、動機づけやきっかけづくりが必要といった内容をまとめたものが、この州都構想骨格案でございます。この資料をもとに、御議論をいただいたわけでございますが、27ページに戻っていただいて、今回、第3回目の未来会議でいただいた主な御意見というのは、「九州全体が、半日経済圏で結びつき、東アジアの大都市に対抗できる時代を導き出していくためには、アクセス面からも熊本に州都を置くべき」、「留学生やグリーンツーリズムなど、長期滞在型の人が集まってくる、文化的で美しい魅力ある生活圏を形成し、発信していくことが重要」といった御意見のほか、下から2つ目のポツのところを書いておりますが、「熊本が州都になることについて、県内の周辺部にどういった波及効果があるのかしっかりと説明していくと、県民の州都への理解が深まっていくのではないか」ということで、前回、この委員会でも御議論いただきました、市町村や県民への周知ということが大事だというような御意見をいただいております。

州都をテーマとした未来会議は、この第3回会議で終了ということで、今後は、庁内の検討部会で検討の上、今年度内をめどに構想を取りまとめる予定でございます。

最後、30ページをごらんください。

昨年度も開催しておりますが、今年度も、道州制の周知啓発として、「道州制シンポジウム in 熊本」を開催いたします。来年1月16日の13時30分から、ホテル熊本テルサで開催する予定でございます。主催は、九州地域戦略会議になります。今回は、元総務大臣、元岩手県知事の増田寛也氏をお迎えし、基調講演をいただくとともに、パネルディスカッションでは、蒲島知事、幸山熊本市長、九経連松尾会長に御参加いただきまして、議論を行う予定となっております。委員会の皆様方

には、別途御案内をいたしておりますが、ぜひ御参加いただきますようお願いを申し上げます。

私からの説明は、以上でございます。

○重村栄委員長 以上で執行部からの説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

地方分権改革関係及び道州制関係についての質疑を行います。質疑のときは、挙手をお願いいたします。質疑はございませんか。

○大西一史委員 いろいろ御説明をいただきまして、ありがとうございます。

この解散・総選挙というこういう状況になってしまって、地域主権推進大綱が駆け込みで閣議決定をされて、何か選挙前に「一丁目一番地」だと民主党が言っていたことを、とりあえずやっつけでやったような印象を私は持って、こういう議論の進め方ではどうなのかなというふうに思いますが、今後の進め方としては、また新しい政権なり内閣においていろいろやっていかれるというふうに思います。その中で、直接的にさっき御説明があった第1次、第2次一括法への対応状況というところに、ちょっと細かいところに入りお尋ねしたいんですが、以前から条例の本県独自の基準についてはどうなっているんだということ、きちっと説明するよということ、6月議会だか9月議会で申し上げて、それで今回こういう資料を出していただいて、ある程度、概略ですけれども書いていただいております。

この7ページにある、健康福祉部所管の全条例に共通した独自基準であるとか、個別条例による独自基準を設定するに当たって、どのくらいの時間を要したのかということと、この規定なり義務規定なり何なり設定をするに当たって、関係団体の意見を聞いたというふうにおっしゃいましたけれども、どうい

プロセスをとったのかという、その関係団体と意見調整をどのくらいやったのか、あるいは審議会を開いたのかとか、その辺の過程というのは非常に重要だろうというふうに思うので、その辺について、教えていただきたいと思えます。

○吉田健康福祉政策課長 健康福祉政策課でございます。

今回の基準条例の検討に当たりましては、高齢者、障害者など、施設やサービスを利用される当事者の方々の福祉の向上というのは、もちろん第一の目的で、地域主権の趣旨も踏まえながら、施設の設置者、あるいは各種福祉サービスの提供事業者、それから各種団体、これらの方々からの意見を踏まえて検討を行いました。

具体的には、昨年度の夏ごろから、基準条例に盛り込みます独自基準、これは、御説明しました、結果的に5項目ということですが、これについて、内部で検討をスタートしまして、12月には、その基本的な考え方をまとめて、各関係課が共有しながら、本格的な作業をスタートいたしました。

個別に経緯を申し上げますと、まず、高齢者関係の施設につきましては、昨年11月から、県の社会福祉審議会というのがございますが、この中の部会を活用して、4回ほど議論を行っております。それとは別に、関係団体の意見照会ですとか、関係団体の理事会、総会等で御説明し、意見をいただいております。

また、児童関係の保育所関係では、特別にこの基準条例を検討する検討委員会を設置しまして、2回議論を行っております。これにつきましても、個別に関係団体との意見交換を、2度ほど開催しております。

それからもう1点、障害者関係の施設につきましては、同様な形で進めておりますが、特に、ことしの1月から3月にかけて、

基準条例の内容に関するアンケート調査を行っております。これは当事者の方660人ほど、それから事業者の方1,000人ほどに対して、個別にアンケートを実施して、意見を聴取しております。障害者関係施設につきましても、基準条例の特別な検討会を設置して2度ほど議論を行いながら、また、事業者や市町村からの御意見もいただいております。

こうしたことで、昨年夏ごろから集中的に作業をやっております。最終的には、ことしの10月13日から11月11日まで、パブリックコメントを実施して、今回12月の定例会に、条例案という形で提案させていただいております。業務につきましては、条文を検討します関係各課、相当な作業量、時間外もしておりますし、調整します健康福祉政策課におきましても、約1名がこれに専従するというような形で、相当なエネルギーを要しながら作業を行ったということでございます。以上でございます。

○大西一史委員 今の説明によりますと、相当時間をかけて、1年以上かけて検討していったということで、それなりに、手続的には審議会の部会を利用したりだとか、関係団体との意見交換をしたりとか、検討委員会をつくったりだとか、アンケートしたりだとかということで素案を練り上げて、最終的にはパブリックコメントということでしょうけれども、やっぱり相当労力がかかる。だけれども、この労力をかけた分のその効果というのが、ここに効果を書いておりますけれども、本当に、はかれて初めて報われるという話になるんだろうというふうに思います。

それで、やっぱり今回のこの第1次一括法、第2次一括法というのは、本当に意味がある、条例で改正するほどに意味があるものが多いのかどうなのかというのは、いろいろ検証してみると、かなり疑問があつて、労多くして本当に得るものがないというような部

分も、一部にはあるというふうに思われます。けれども、ただこうして、さっき拝見していても、特別養護老人ホームの居室の定員の特例を独自設定ですね、こうすることによって、ある意味では、個室が中心にはなるんだろうけれども、例えば、複数入ることによって、夫婦であったり、あるいはその家族であったり、いろいろ選択肢がふえるという意味では、かなりいい基準になったのではないかなというふうに思います。こういうことを考えるプロセスというのを、もう少し庁内で、これは、今回は、たまたま健康福祉部の話をしていますが、これは、今後、土木部であったり環境生活部であったり、いろいろほかにもあると思いますけれども、法律というか、今までは法律で決まったことを大体、基準にしても何にしても、余り考えずにできることのほうが多かったけれども、独自で基準を考えるとというのは、ものすごく責任を伴って、執行部としても非常に重い作業になると思うんですよ。だから、そのときのしつこいプロセスを、今後、しっかり構築をしていただきたいということを、今回お願いしておきたいというふうに思います。これは健康福祉部だけではなくて、全ての部に関係すると思いますので、そういうふうにしていただきたいということと、それから、これは法制の調整であるとか、審査であるとか、そういったところの調整、あるいは関係法令との調整であるとか、いろんな検討が必要になってくると思うので、相当時間がかかると思います。そういう意味では、法務部分の職員の研修であるとか、そういう体制を強化するであるとか、そういったことを検討して、今後は、具体的な条例案については、議会で、それこそ来週、それぞれの常任委員会で審議されると思いますから、いろいろまた御意見が出てくると思いますが、やっぱりこの独自基準のルールづくりについての庁内の民主的な手続といいますか、意見聴取

も含めて、そういった手順をきっちり考えていただくことが、今回の、国からやれと言われた第1次、第2次一括法への対応に対して、それを発展させることになるんじゃないかなというふうに私は思います。

それとあとは、これは来年の4月以降になると、各地でいろんな独自基準が出てきて、熊本県の基準よりももっといいものがひょっとしてあるかもしれない。そうしたら、そういうものを取り入れ、今度は改正をしていくというプロセスが、また出てくると思うんですね。そういったこともやっぱり目配せをして、改正したからこれで終わりじゃなくて、やっぱり条例というのは常によりよいものに、生き物ですから、よりよいものに改善していこうというようなことを意識することが、本当の意味での地方分権になるのではないかなというふうに思います。そういう意味では、県庁の職員の皆さんの力量が問われているというふうに思いますし、我々議会のほうも、これを審議するに当たっては、相当勉強しなければならない状況でありますので、その点も意識しながら、ぜひやっていただきたいということを、お願いをしておきます。以上です。

○重村栄委員長 ほかにございませんか。

○前川収委員 今、大西先生がおっしゃった条例については、現場の意見を本当に聞いていただいて、一部、老人ホームのユニット化ではなくて多床化の話ですね、こういう話は、非常に現場の現実に則した対応をしていただいたなということで、私は高く評価をしたいというふうに思っております。国が画一的に決めたことということではなくて、やっぱり地方の現場の声があれば、県は現場の側に立つという立場をとって、今後もやっていただければというふうに思っております。

それから、九州広域行政機構の話で、国が

権限をくれないならばという話が、もともと、そもそも論はいつも言っているとおりで、出先機関の廃止ということが大前提で、受け皿として九州広域行政機構というものをつくりましょうという話から始まったということは、常に確認をさせていただいているところでありすけれども、今回、今の選挙の状況も踏まえて考えると、非常に厳しい状況があるのかなというふうに、私は思っております。

そこで、九州広域行政機構というのは、道州制を見据えたという言葉がよく使われておりますから、道州制を見据えて考えるという前提でいくと、国の仕事を機構でやるという発想と、もう1つは、前も私は言ったことがあると思っておりますけれども、九州各県が、一部事務組合的な、市町村がやってきたような事務をちゃんと一元的にやりましょうという、一部事務組合ですね、法律上言う、これがやっぱり本来あってもいいんじゃないかと思うんですよね。つまり、国から何かもらわないと、この広域行政機構というのは必要ないというのは、これはもう理念的にはそうですよ、いわゆる受け皿なんだから。とはいえ、ここまで議論してきて道州制を見据えるという話が仮にあるとすれば、今やっている事務を、ほかの県と一緒にやってみようかというテスト的な話でもいいんですけれども、そういうステップを踏んでいかないと、いきなり道州制と言ったら大変なことになると私は思っています。市町村合併だって、私の地元だから言うわけではないんですけども、正直言ってやっぱりいろいろありますよ。ただ、市町村合併だって、一部事務組合はやってきたんですね。一部事務組合という段階は踏まえて、そこでいろんな広域的な仕事を一緒にやるというステップがあって、その次に、市町村合併というステップがあったんですけども、道州制は何もステップがないんですね。おっしゃるとおり、これがステップだとする

としても、国からの機関のやつだけのステップであって、今やっている、県でやっている仕事というのを各県で共有化してやっていくというのは、必要性がないのかなとずっと思ってきたわけですし、本来それがないのなら道州制は必要ないんじゃないですかね。理念だけが先行してしまっているということに見えて、私は仕方がないわけでありまして、ちょっと2つのことを重ねていきながらの議論になりますけれども。では、質問としては、九州広域行政機構の中で、いわゆる一部事務組合的な熊本県と長崎県がやっている高速船ですか、そういった種類で、みんなでこれはやりましょうやというような議論は、あったのかなかったのか。国からの権限移譲分だけで議論をしてきたのか、その辺について、御答弁をお願いします。

○坂本企画課長 企画課でございます。

2年前この議論が始まりましたときに、既に、まず、国から国の出先機関の事務をどこで受けるかという話が1つ。それと、将来的にその受け皿となった組織が、九州の事務をみんな持ち寄って何かやるという効率的な組織にならないか、そういった議論は最初からありました。ただ途中で、道州制へのステップと位置づけるという議論は、蒲島知事は常にされていたわけですが、九州知事会の中では、途中から、その議論とこの議論は分けてしようという話になっておりました。ということで、特段、持ち寄り事務の話を詰めずに進んできました。

途中で、国がこの法案をつくるときに、持ち寄り事務を義務化するような動きが出てきたものですから、逆に、九州としては、その持ち寄り事務の話については、強制されて、法律で規定されてするようなものではないという、そういった反論をしたこともあって、今のところ具体的に、どの事務を持ち寄るかということは定めておりませんが、まず、関

西が今、広域連合という実態をつくっているということがあって、非常に進歩しているわけです。

そこで、我々がまず、今、やりたいと思っているのは、何か持ち寄れるものがないか、今の自治法の中でできる広域連合というものはつくれないか、そういった議論は必要だろうという話になっております。

なおかつ、前回の九州地方知事会議の中では、やっと知事がずっと言ってまいりました道州制へのステップとしてというようなことが、中で議論されることになり、終わった後の記者会見の中で広瀬知事が、この九州広域行政機構という議論は、道州制への一里塚と位置づけるという議論になったというようなことを話されました。

そういうことで、今後はそういった、今、前川委員がおっしゃったような方向での検討もしていくことになるだろうと思っております。

○前川収委員 そこは、やっぱり、しっかり私たちは考えていかなければいけないと思うんですね。

自民党は、政権公約の中で道州制を進めるという話を書いています。私も自民党ですけども、そこはやっぱり慎重であるべきだというのが、基本的な私のスタンスなんです。というのは、さっき言ったように、市町村合併の大規模版みたいなやつが、いわゆる形としては、道州制という話が仮にあるとすれば、試験的に何もやってないという状況、これを段階的に、一部事務組合的なものが九州の中にできて、それをやっぱり5年、10年、15年、20年やっていきながら、もうそろそろ県の境目は要らないんじゃないかなということをやつていかなければ、みんなが意識を持ちながらやっていかなければ、法律を上からかぶせてどんと一緒になれと言われてしまったときには、地方は、大変なことになると考えていますので。

ただ、昔というか5年ぐらい前だったか、何年前だったか忘れてしまいましたが、私は質問でも言ったことがあるんですね。道州制という話をする前に、市町村だってちゃんと一部事務組合でやってきたですよと、事務の許認可を。そこで効率化も図ってやってきたんだと。つまり、そこがあるかないかが、道州制の議論のスタートであって、そこが必要性の始まりだということだと、僕ははずうっと思ってきたんですけども、途中で国から仕事ももらうという話が出てきて、その受け皿で、広域行政機構ができてしまって、今度はそっちばかりの話をしているということですから。まあ、変える変えないは先の話でもいいんですけども、また、州都は別の話で、なればという話でありますから、それはそれとして州都の議論をすることは、熊本県の都市機能を高めるためには非常にいいことだと思っていますから、それはそれでいいんですけども。余りにも何か理念だけが先行されていって、それは、基礎自治体の方が、余りいい顔をなさないというのは、当たり前だと私は思いますね。そのところは、やっぱり県としてもしっかりわきままえながら、事務を共有化できるのかどうなのかということ、それは県の枠を取っ払うではなくて、段階的にという前提で、そういうのが必要なかということ、しっかり議論していただければ、それは相当、道州制の議論の中に、いい悪いも含めて入っていくんじゃないかな。今は理念だけじゃないですか。道州制をしなければならぬ、「何で」と言われたときには、「何で」は誰もわからぬとですね。たぶん、事務の効率化ということはあるかもしれないけれども、それは別に、国家財政のために地方がただ寄せ集められていくということであれば、私はそういうやり方は反対です。そういったところを、しっかり今後も議論をしていただければというふうに思いますが、持ち寄り事務の中で具体的に何か、こ

れはどうだろうかというのが挙がったものは何かありますか。

○坂本企画課長 九州知事会と、経済界と一緒にになって議論する九州地域戦略会議というのがございます。その中で、九州各県が、いろんなことを共通でやろうということテーマとして、いろんなことをやってきました。そういう意味では、実質的に、その広域連合的なことをやってきた部分はあります。今回、その持ち寄り事務の話で、最初に話題になったのは、ドクターヘリのようなものの運用というのは、一体的に九州全体でやったほうがいいのではなからうかみたいな議論があったことはありました。

○前川収委員 ドクターヘリが必要だから、県が合併しなければならぬなんていう話には当然ならぬわけだけれども、そういうのは、どんどんやっぱり効率化されていくべきだと思います。ヘリコプターみたいに、どんどん県境を越えてやるというのは、県がその機構の中で、もしくは、名前は何でもいいんだけど、幾つか、何台か持っておけば、1県1台でなくても済むかもしれない。お互い使い回しがききますよという話、そういうのがあって、そこから少しずつステップアップしていくということで考えてもらえればなというふうに思っております。以上です。

○重村栄委員長 ほかにございませんか。

○松岡徹委員 2点ほどお聞きしますが、1つは、一括法に基づく条例化の問題で、守るべき基準と標準と参酌とあったね。国の基準で、やっぱりこれはいかぬということで上乘せ、横出しする、独自基準をつくるというか、さっきの表の、2人から4人とかいうのは積極的だと思うんだけど、逆に言うと国が決めたあれで参酌になっている特養関係

の中身なんかを見ると、こういうのは、やっぱり参酌じゃなくて、本来国の法令によって、ミニマムとしてすべきだと。参酌になると、それは、それぞれの自治体の財政とか政策判断で変わったりするわけですよ。そのところは、私はやはり、国の法律そのものに問題点としてあると。県としてそういう点で、やっぱり高齢者福祉とか児童福祉とか、そういうのが自治体の判断で、より悪くなるというようなことにならないような歯どめとか留意とか、各担当課に条例の説明で、ずっと細かく聞いてきたんですけども、現時点では、担当課でも、そこは、相当真剣に議論されて頑張っているというのとはわかったんですけども、その辺のところを、ひとつ見解として聞いておきたいですね。これが第1点。

あと2点、3点は続けて言っているんですか。

○重村栄委員長 今のは、質問の趣旨が伝わっていないような気がしますけれども。わかっていないような気がしますけれども。吉田課長、では、わかる範囲で答えられますか。

○吉田健康福祉政策課長 今回の基準条例につきましては、今お話がありましたように、これは、省令の中身に従ってくださいというものと標準的な内容と参酌というのがございました。

それで、国のほうで、そういった形で決められましたので、それに従って参酌で、省令の中にある程度規定があるものを上乘せしたり、横出ししたりということで作業をやってきましたが、松岡委員がおっしゃいますのは、国としてミニマムの部分もあるんではないかというお話がございました。

今回、確かに従うべき基準、例えば、施設の人員ですとか面積、これにつきましては、一応条例の中では規定できるけれども、国が

決めたとおりやっってくださいという形なものですから、形としては、地方が決められる形をとりながら、実質的には国が決められているというような内容で、今回の条例のつくりたてといいますか、そこが、やや地方への任せ方というところが、裁量の分が少ないということも含めて、実際に作業した立場としては、少し中途半端な決め方があるのかなというのは、感想として持っております。

中身につきましては、特に参酌につきまして、利用者の方々の福祉の向上、決してサービスが低下しないようにというのを第1に、内容の検討はしてきたつもりですので、十分そういった意味での歯どめは意識しながら、作業をやってきたというふうに思っております。

○松岡徹委員 それから2点目は、九州広域行政機構の問題ですけれども、前回の委員会的时候、たしか課長の答弁だったかな、原点に戻って知事とも協議をしますというようなお話、そういうことだったね。それで、その後の変化というか、経過は、課長が説明したような15日の閣議決定と。その前の日に、地方をよくする会が、臨時総会を開いて、移管の決議を国会内でおこなった。そして、その後、市長会が15日、町村会が16日に、遺憾の声明を出している。ここに文書を持っていますけれども。その後、今度の総選挙で政権交代の可能性大と、今言われているんですが、自民党の政権公約J-ファイル2012を読んでも、表現として国の出先機関の特定広域連合への移管については、反対というふうになっているわけだね。この出先機関問題は、淡々とじゃなくて、かなり激変していると思うんですよ。そういう中で、前回、課長が、原点に戻って考えると言われたけれども、やっぱりそこは大事だと、本当に考えないといかぬ。そこら辺の認識の何というか変化とか、どういったものになっているのかな

と。さっきの説明を聞いただけでは、今までと余り変わっておらぬなという感じがするんだけど。

それから、それと関連して、僕は、こういう広域連合的なもので非常に懸念するのは、例えば、例の大飯原発の再稼働問題で、関西広域連合がオーケーを出すわけだね。大飯原発は、それを受けて、政府がオーケーということで。やっぱり、こういう組織のつくり方を軽々に進めると、本当の住民とか、あるいはその市町村とか、県とかという意思を飛び越えてそういったことがなされるケースも、関西の場合はできてきているので、やっぱりこれは、いろいろ立場を超えて慎重に考えないといかぬと思っているわけですけど。そこら辺も含めて、課長でも部長でもいいですけど。劇的な情勢の変化の中で淡々とはいかぬ。さっきの説明では、余り変わらぬなという感じがしたものだから。

○重村栄委員長 今回の質問の趣旨はわかりましたか。

○坂本企画課長 関西の原発問題を除いて、お答えをいたします。

原点に戻るといいますか、知事は、最初から、基本的には九州広域行政機構というのは、道州制へのステップと位置づけということを申し上げてきたんですが、実態的には国の出先機関の受け皿づくりということに、話が小さくなっていった感じがしておりました。

そういうことで、市町村からの反対も非常に多かった状況の中で、もともとの大きな話として、国の形を変えるというような議論の中で、原点に戻って、道州制へのステップと位置づけて議論をしなければ、なおかつ、市町村と意見交換を十分重ねながらやらなければならないというのが、前回、私が説明した趣旨でございます。

それで、今回の10月31日の九州地方知事会におきましては、この意見書にもありますが、市町村等のコミュニケーション、意思疎通をとというような言葉を、あえて基礎自治体や経済団体との意思疎通を深めながらという言葉を入れたり、あるいは終わった後の記者会見の中で広瀬知事が、あえて道州制への一里塚と位置づけた議論をと言ったりということで、うちの知事が思っていたような、最初議論していた、原点で考えていたようなことが、かなり話されてきたのではないかなと思っております。かなり変わったつもりで、ここに出しておるところです。

○松岡徹委員 よかほうには変わっておらぬような感じがするんだけど。

要するに、そうすると、この出先機関の受け入れというか、そういった広域連合的な広域行政機構よりも、道州制を志向したものに議論を発展させていくということかな。

○坂本企画課長 そういった議論を、国民的議論を重ねないと、この話は動かないだろうというようなことで考えております。

○松岡徹委員 ちょっと別な話で、世間がどうなるか知らぬけれども、少なくとも自民党が、今でも大きな政党だから、大きな影響力を持っているわけですが、出先機関の受け皿的な広域連合的なものについては、反対というふうに政権公約で出しているわけだから、やっぱりこれは、私は、それは立場を超えて非常にいいことだと、いい方針を出したなというふうに思っているんだけど。だから、そこの認識は、やっぱり現実的には、我々は別な世界の議論をしているわけではないわけだから、やっぱりそれはきちっと認識しなければいかぬと。選挙が終わったら、自民党がそれを変えるというわけではないわけだろうからと思うんですよ。

それと、道州制への志向という点では、これはこれでよろしくないと思うんですよ。

それで、これは県民アンケートでもそういう傾向が出ておったんだけど、最近出たある新聞での世論調査で、県民の意向調査で、道州制問題で、現在の都道府県のままで不自由を感じないというのが30.4とか、道州制になっても福岡市への一極集中が進むだけだというのが22.8とか、道州制については余り好まぬというか、そういうのが、やはり5割を超えているのが出ているんですね。これは、ある面やっぱり、県民アンケートの結果からしてもそうだけれども、やっぱり実際の県民の思い、感覚じゃないかな、認識じゃないかなと思うんですよ。

それで、前回のときもちょっと言ったんですけれども、この道州制論の前提にあるのは、廃藩置県から都道府県制が敷かれて云々とあるんだけど、實際上、現在の憲法ができる以前は、都道府県というのはあったにしても、正確に言えば、国の行政官庁であって、本当の意味での地方自治体じゃないんですよ。知事だって官選知事だし。今の地方自治というのは、憲法第8章で定義づけられて、そして、地方自治法もできて、戦後の話でね。だから、廃藩置県以後云々なんというのは、よく論者が言うけれども、おかしな話であってね。本当の意味での都道府県が、広域自治体として役割を果たさなければいかぬだったけれども、実際には、例えば、80年代に臨調行革がある、90年代は景気対策で、大型公共事業にどんどんということで財政のツケを負う。そして、今度2000年代になったら構造改革、三位一体改革と。本来、県が果たすべき広域自治体としての役割とか、市町村への補完機能とか、あるいは総合的な問題の解決能力とか、前回5点ほど言ったけれども、そういうことができないような都道府県に追い込まれているのが現状である。ところ

が、県民は、やっぱりそれでも都道府県のままでいいとかいうようなことを思っているのが実態でね。そこら辺は、もう少し委員会で もっと検討して、何か道州制という、前川委員も言ったように、空論的に、イデオロギー的にぼわんとしていてね。そういうものではないと思うんです。

だから、もう少し、都道府県のこういうのに応えて、都道府県制ではいけないのかという地についての議論を、委員会としてもやるべきだと、再度提案しておきたいと思えますし、こういう新聞を、これは見られていると思うけれども、こういう傾向については、大体どんなふうにも、認識としては、道州制を議論するというのが、それで何か広域行政機構の議論が、1つの方向性ができたというような話だけでも、それは違うんじゃないかなという感じです。

○坂本企画課長 まず、現在の国の特定地方行政機関の事務等の移譲に関する法律案、これまで積み重ねてきた議論、あるいは法案というものが今後どうなるのか、自民党が反対しているのではないのかというような御質問に関してですが、11月16日に、九州地方知事会長が出しておりますコメントでは、今後の国と地方のあり方に関する制度を構築する際の礎になるものと考えているということで、今後、今回の法案を、土台として取り組んでいただきたいというようなことで考えているところです。

それと、県民アンケートは、県のほうでも行ってございまして、毎年6月に行います県民生活に関する意識調査においては、「道州制について知っていますか」という質問に対して、「ほとんど知らない」という方が37.4%、「イメージぐらい」という方で半分ぐらいです。よく知っている方は1割という状況にあります。

そういう中で、我々は以前から申し上げて

おりますとおり、もっと県民の方々、国民的な議論にしなければいけないということで考えております。そのためには、こういった議論をもっともっと周知していくでありますとか、我々熊本県は、今回1月に行いますシンポジウムで3年連続となりますけれども、こういった形で道州制シンポジウムを開くでありますとか、県民の方々にこういう動きを周知していくということを通して、この議論を重ねていきたいと考えています。

○重村栄委員長 松岡委員、少し集約して御質問をお願いします。

○松岡徹委員 委員会だから議論もせんとかぬけれども、道州制というのが何というか、前回も言ったけれども、日本経団連の第2次提言でいくと、究極の構造改革と位置づけしているわけだね。そうすると、構造改革というのは一体何だったのか、究極の前の構造改革ですね。まさに構造改革によって、地域経済は疲弊し、地方の行財政はやせ細って、国民の暮らしだって大変なことになったんじゃないですか。だから、そこら辺の問題を、やっぱりしっかり考えなければいかぬということ、道州制の前提には、都道府県そのものがもう金属疲労で、賞味期限が切れて道州制となっているわけですね。

私は、都道府県ではなぜいけないのかという議論が抜けていると、たびたび言っているわけですよ。そういったのを、執行部も議会としてもきちっと煮詰めるというのが大事じゃないかということ、これ以上言いませんけれども、再度言っておきたいと思えます。

○重村栄委員長 ほかにございますか。

○大西一史委員 今に関連してとか何とか、出先機関改革の話はいろいろ出ていますけれども、これは、私もほかの議員も

さんざんやりましたし、これからいろいろな議論になると思いますけれども、これで都道府県と市町村間に溝ができては何にもならない話で、そもそも論として1回、本当にこの前の話ではないけれども、振り出しに戻ってやっぱり考えなければならぬというふうに思います。

今、前川先生もおっしゃったとおり、自民党の公約の中に、やっぱり民主党が進める出先機関改革に対しては、当然反対であるということ、都道府県を廃止して複数のブロックに再編する道州制を進めて、道州制基本法をやるんだと、その辺はセットで議論すべきだというような主張がある。だけれども、これに対しても地方では、やっぱり同じ政党の中でもいろんな議論があってくると思うので、その道州制の議論が、国会のほうでどうなるかは別として、やっぱり県と市町村間で、それぞれの本当の役割分担というのはどうすべきなのかということ、それを積み上げた上で、さっき前川先生もおっしゃったように、共通でどういうことができるのか、そして、国が今担っている部分を、これは担えるじゃないかと、もう少し具体的な丁寧なことを積み上げることがやっていただくのがやっぱり一番だろうと思いますね。全国知事会が、自民党に対しては、出先機関改革は今後の地方分権改革の方向性を決める試金石とも言える政策課題であり、遺憾であると言わざるを得ないというふうに苦言を呈しておるようですが、その全国知事会も、ただ単にそういう、何というか、政党に対して苦言を呈するとかじゃなくて、具体的にこうしたほうがいいですよという提言を、やっぱりどんどん持って行かないと、さっきの話じゃないけれども、本当に何のための地方分権か全然わからないと思います。

はっきり言えば、さっきの第1次一括法と第2次一括法の条例の改正にしたって、国の基準に全部、省令に従っておけば、手続的に

も一番楽なんですよ。そんな1年半も労力をかけてやらなくても、そんなに変わらぬだろう。だけれども、その部分で1年半やって議論したことによってやっと、さっきの特養の話にしても何にしても、少し地域の実情に合わせたものになっていくという、この丁寧な作業を積み上げることが大事だろうと思います。だから、そういう意味では、そういう進め方を今後やっていただきたいと思うんですが、いかがでしょうか。政権がどう変わるかわかりませんが、総務部長でもいいです。

○駒崎総務部長 非常に難しい議論になりつつありますので、それぞれの担当部局をまたぐ総論的なお話をしたいと思います。

3点ほど申し上げたいと思います。これまでの委員会の議論、あるいは本日の議論でも出ておりますけれども、1点目は、まず、改革そのものを目的化してはならないんだろということでありまして。改革、改革と言って、何か変えればいいんだということだけで突っ走るの、慎重でなければならないと思います。あくまでも、改革は手段だと考えて取り組む必要があると考えております。

ただ、今回の問題で言いますと、道州制という選択肢を最初から否定するのではなくて、道州制とはどんなものか、あるいはどういう道州制ならば地方のためになるのか、県民のためになるのかという視点での議論は必要でございますので、選択肢として、排除することなく検討するという姿勢は必要だろうと思っております。そうした形で、県のほうも取り組んでおりますので、何も道州制でなくてはだめだということで議論しているということではないという点は、御理解をいただきたいと思います。

2点目は、これは選挙直前ですので、政党の名前は伏せますけれども、ある政党の幹部の方が、ごく最近の総合雑誌に論文を出しておられる中で、見聞きしたものでございま

す。最近の政治、最近といいますか、ここ十数年かかもしれませんが、政治不信と言われる背景というのは、実は、政治家が有権者を信じていなかったのではないかと、それで、有権者にとって耳の痛い話は全部覆い隠して、都合のいい話だけして、票を取ってくることに専念していたのではないかとということを書いておられまして、成熟した国民を信じ、真実を語る政治をやっていく必要があると。

この論文の中で、この政治家の方は、1点目は消費税の話がされておりまして、これは直接関係はございませんので、詳細は省きます。

もう1つは、安易な官僚たたきが妥当なのかという点を書いておられまして、いずれにしても、国民に真実を知らせていくということが、極めて大事だと書いておられます。

道州制の問題につきましても、現在の都道府県と市町村のあり方で、ずっとやっていけるのか、都道府県と市町村という2階建て、あるいは国の仕事もあります。国民・県民は国税も県税も市町村税も払うというふうな状態であります。

日本全体の人口が減っていきますので、これまでと同じような行政サービスを、これまでと同じやり方で提供していけば、トータルのコストは変わりませんので、人口で割ると1人当たりの負担は、ふえていくということになります。特に、労働人口がますます減っていく中で、本当に持続できるのかという点は、真実を語っていく必要があるんだろうと思います。そのために、ではどうしたら持続可能な制度、もっとうまくいく仕組みがあるかという中で、道州制があれば万々歳だということで押しつけるのではなくて、今の都道府県、市町村というあり方だけでは、なかなか解決できない部分が出てきますという部分があれば、語っていく必要があつて、しっかりと議論をしていく必要があるんだろうと思っております。それは、国も地方も、しっか

りそうした国民・県民に説明をして、決してこういうふうにするべきだという結論を押しつけるのではなくて、国民の不安や懸念を吸い上げながら取り組んでいく必要があるんだろうと思います。

3点目は、こういう状況下で、地方として何をなすべきかということですが、いきなり道州制になることについては、さまざまな不安があるのは確かだろうと思います。前川委員からお話がありましたように、都道府県の一部事務組合的なところで、実験的なことをもっと積み重ねていけばいいのではないかと、漸進主義的なやり方もございますし、大きな仕組みの中で物事を考えていって、大きなところから細部を詰めていくというやり方もあるだろうと思います。そうした中で、都道府県としては、あるいは市町村としては、こういう点が懸念だと、道州制になった場合に、国に都合よく、面倒な仕事や手間のかかる仕事は地方に回されて、地方のほうに負担だけふえていく、自主性は必ずしもないというような事態に追い込まれるのではないかと懸念があれば、それは、きちっと伝えていく必要があるのではないかと思っています。

きょうもいろいろ御意見があつておりますように、我々都道府県職員の責任はますます重くなってきていると思います。知事も、国に責任転嫁するなどおっしゃっているように、これまででは、国が決めたことです、法律や政令で決まっていますということで、県職員は逃げられる部分がありました。それは、権限への逃避という言い方をされる方もいらっしゃいます。私には権限がありませんから、文句があるなら国に言ってくださいみたいな形で、権限がないからということで逃げるがあつたかもしれませんが、それが、都道府県で決められるじゃないかということで権限を任されたわけですから、権限がある以上は責任も伴うということで、重要な立場

に立たされていると思います。そうした中で、今回の条例改正のような経験を積みながら、経験と勉強を重ねながら、こうした事態にしっかりと立ち向かっていく必要があるのだらうと思っております。

委員の先生方と思いは変わらないつもりです。さまざまな御意見は受けながら、安易に改革に流れていくことなく、しかしながら、現状維持のままでは限界があるということも認識しながら、地方の声をしっかり上げていきたいと思っております。

今後も、しっかり勉強させていただきたいと思えます。

○重村栄委員長 ありがとうございます。ほかに何かございますか。

○堤泰弘委員 2つ質問します。

今、部長のお話を聞いて、随分納得をいたしました。

7ページ。1つの例として、さっきからお話が出ていますけれども、これは1つの例ですね。特老の居室の定員が今、個室型を2人以上4人以下とすることができるから県はするでしょうが、これは2人部屋、4人部屋、6人部屋ぐらいは今もあるわけでしょう。それから、その後に個室を進めたので、今、それが混在しておると思うんですね。それで、個室には、2人以上4人以下は、恐らく入所は難しいと思いますので、今後、認可をするときに、県の独自基準案を適用するということでしょうか。

○吉田健康福祉政策課長 今回の条例につきましては、来年の4月1日から施行ということで、現在あります施設の状況につきましては経過措置ということで、来年の4月1日以降、施設を新設したり改築したりする場合に適用がございませぬ。

○堤泰弘委員 わかりました。新築、または改築のときですね。

現行のは、個室と複数部屋を併用していくということですね。

○吉田健康福祉政策課長 はい、経過措置が適用されますので、現行のものは、現行のままということでございます。

○堤泰弘委員 はい、わかりました。

それから、13ページの九州広域行政機構（仮称）の設立、もし、これが設立されたならば、これが道州制のほうに向かっていくのか、道州制とは全く関係ないのか、これはどっちですか。

○坂本企画課長 今のところ、この法律案に従って九州広域行政機構を設立した場合は、道州制とは直ちにつながるものではありません。

○堤泰弘委員 関係ないわけですね。

○坂本企画課長 関係ないということではなくて……

○堤泰弘委員 関係あるかないか聞いておるからね。あなたたちは、答弁が長かですよ。

○坂本企画課長 これをつくることによって、経験を積むことで、道州制につながるのではないかというふうに考えております。

○堤泰弘委員 関係があるわけだ。

○坂本企画課長 そういう意味では関係があると……。

○堤泰弘委員 はっきり言いなさい。私はそぎゃん答えが一番好かん。

それでは、関係あるということで、ここに国の特定地方行政機関の事務等の移譲に関する法律案概要が載っていますが、ずっとごちゃごちゃ載っていますが、そうするとこれは、さっき総務部長のお話で、私もお尋ねしようと思ったことの答えが随分出ました。

まず、道州制の議論が出たのは、この前もちょっとお話したですけれども、経団連の永野さんたちのところですね。もう40年から42～43年前、あのときは、日本の経済成長は、恐らく10%前後だったと思うんですね。それで、経済効率化、企業も行政も含めて、そういう効率化を目指して道州制を導入しなければいかぬと、そして、日本は世界の中心になるべきであると、あのころは「エコノミックアニマル」と言っていましたね。そういう大きな構想の中で、道州制が恐らく言われ出したんじゃないかなと思います。

ところが、今は人口は減るは、経済はもう全くいかぬ。けさ、ここに来る前に、車の中でラジオのニュースを聞いておったら、12月の日銀短観で、大企業製造業の業況判断指数はマイナス12、前回9月から9ポイント悪化だそうですね。これはもう破壊的な数字ですよ。1.2といっても、これは企業に響きますね。そういう状況ですね。

それから、部長のお話にもありましたように、人口の問題がありました。40年後には恐らく8,000万人台になるんですね。ということは、年間平均100万人人口が減っていくんですよ。だから、永野さんたちがぶち上げた道州制のころと今は、環境が全然違うんですね。先ほどおっしゃったように、県民・国民のこと、いろいろ環境の変化を考えて、道州制に移行した方がいいならば、これはもう道州制に移行すべきであるけれども、バックグラウンドが違うということですね。それを認識していただいて、今から質問に移ります。

国の借金が、この前の新聞で、平成24年度末で1,082兆円になると。これは1つの数値

であって、各都道府県も借金しておる、市町村も借金していますので、恐らく1,400兆から1,500兆借金があるんじゃないかということ、一部の学者が言っています。これに対して、へ理屈を言う人たちがおりますね。道路やトンネルや橋も国の資産である、だから、これが1,000兆以上ある。だから借金は怖くないと言っていますが、私はそう思わないんですね。

それで、今から質問します。そんな中で、道州制に移行した場合に、この1,400兆の借金は誰がからうのか、答えてください。

それから、道路、港湾、1,000兆ぐらいある資産、これは管理が必要ですね。この前、老朽化施設のことも、複数の方が、私も質問しましたけれども。橋とトンネル、8項目で50年間に190兆、国の4兆6,000億の公共事業の手当てを全部回しても、結果的には25兆円不足する、そういう時代ですよ。今度は、道州制であれば、恐らく国の河川、国道、ダム、もっといろいろありますね、そういうのがみんな道州制の州にきますよね。そういうものの管理あたりも考えて、こういう国の持ち寄り事務等の移譲、これ10幾つつくっていただきますけれども、それを考えて、これをつくってあるかどうか答えてください。国道やらダムやら河川の管理費は、これ考えておるかということですよ。

○坂本企画課長 13ページの4段落目を見ていただきますと、九州知事会からこれまで国に対して言ってきたこと、なお以下に書いてありますが、2番目のところの財源確保のための具体的な仕組みが不明というのを言っておりますが、それと同時に、例えば、借金を誰がからうのかという今御質問のあったようなこと、そういったことが不明であります。なので、これが明らかにされていないということ、今までも、我々は国に対して、はっきりさせてくれということ言ってきた

という状況であります。

○堤泰弘委員 それはもう、ぜひはっきりと、このお金のことだけは、はっきりさせてから議論を進めてもらいたいと思います。以上です。

○重村栄委員長 ほかにございますか。

○松田三郎委員 1点だけお尋ねします。

資料の11ページ、さっき説明があった戦略交付金のさっきの御説明と、最下段の参考のところを見ております。23年度からすると、額が、合計で本県分がふえたのはありがたいことですが、全国との比較で、伸び率とか増減率、これが全国ほどないということは、例えば、客観的指標の割合がふえたのは、本県にとって不利だったのか、あるいは継続事業の事業量がたまたま少なくなって、その9割、8割で減ったということが影響しているのかというのが、何か分析があればお聞かせいただきたいと思います。

○濱田財政課長 端的にお答え申し上げます。

これは、政令市の影響でございます。政令市への交付分が、今年度は別途になっておりまして、これを加えると、去年の1.6倍、熊本県のエリアでいきますと1.6倍の一括交付金がきております。以上でございます。

○荒木章博委員 この道州制に関して、九州各県の議会あたりは、どういう対策というか、そういう道州制の委員会を立ち上げて、どういう状況なのか、ちょっとお尋ねしたいと思います。

もう1つは、郷土愛が強いが、機運が高まっていないと、今、松岡先生も新聞の記事で言われたんですけども、その中で、少しでも盛り上げようということで、1月16日に、

前の総務大臣の増田さん、これはすばらしい講演をいつもされるんだけど、基調講演をされる。啓発としては、今後どういった、こういう形だけのトップだけのシンポジウムなのか、今後にわたってどういう計画をされているのか、県民に啓発をするために討論をすとか、そういうのを、またこれを新聞に出すとか。県民に対して道州制というものに関心を持ってもらうための取り組みはどういうふうにされていくのか。

○重村栄委員長 後段の部分を、坂本課長。

○坂本企画課長 実は、まだ具体的な計画は明確ではないんですが、前回の委員会でも、県民、そして市町村に対して十分周知をしていくようにというお話があつておまして、今後の道州制の政府の動き等も見極めながらではありますが、この州都構想も3月にはまとまりますこともあつて、そういうのも議論の俎上に上げながら、市町村に説明をしていくとか、あるいは県民との何かこういうシンポジウムをすとか、そういうことを、来年度は考えていかなければならないと思っております。ただ、今のところは、具体的にはまだスケジュールが立っておりません。

○重村栄委員長 それから、荒木委員の前段の御質問に対しては、私が答える立場ではないんですけども、参考までに、ちょっと発言をさせていただきます。

九州各県議会議長会の下部組織と申しますか、組織の中に広域行政懇話会というのがございまして、この委員会の中で前川委員、平野委員、そして、私が参加をさせていただいております。その中で、いろんな議論があつております。そして先般は、その中で幹事会というワーキンググループがありまして、そこでも議論が行われておまして、その一連の議論の中での私の感覚というか、受け

ている感じを含めて述べさせていただきま
す。九州の沖縄を除く各県の県議会の中に、
我が県みたいにこの委員会があったり、ある
いは議連があったり、あるいはいろんな協議
会というような場があったり、そういうこと
があるところは九州内で約半数でございま
す。それで、経歴から言うと熊本県が一番活
発に、そして時間もかけてしているという状
況があります。

そういうことを踏まえて、理事会なり幹事
会なり出て来られる、あるいは懇話会に出
て来られる委員の方々の御発言を聞いておりま
すと、広域行政、あるいは道州制、こういっ
たものに対する理解度、あるいはその認識
度、これに非常に温度差がございます。熊本
県は一番進んでいるというふうに理解をして
います。全くその辺が進んでない県もありま
す。知事さんが、積極的に道州制等に発言を
されている、イコール県議会もその認識があ
るかという決めてそうじゃなくて、知事さん
は、積極的発言はされているけれども、県
議会は非常に認識度が低いとか、理解度が少
ないとか、こういった県もございます。そう
いった意味で、議員同士集まっても、なかな
か意見がかみ合わないというのが現実です。
発言をしても、なかなか理解をしてもらいづ
らい、あるいは発言をされない。我々が最初
に始めた、道州制委員会をつくって始めたそ
の当時の認識しかないという県議会もありま
すので、そういった意味では、なかなかかみ
合わないというのが、今の議会の感覚ではな
かろうかなというふうに思っています。さき
にありました幹事会の中で、集まって議論を
してもなかなかかみ合いませんので、いろん
な協議をする場を各県議会で作ってくださ
い、委員会でもなくても結構です、ただ、少な
くとも集まって議論するためには、同じぐら
いの認識度、あるいは理解度がないと進まな
いので、各県議会でも協議をする、あるいは研
修をする、勉強をする、そういう場をつくっ

てくださいというお願いを、私のほうからさ
せていただきました。議長会のほうには、話
がいつているみたいでございまして、あと
各県議会でもどのように対応されるかわかりま
せんけれども、それが進まない、知事会の
流れに対して我々がついていけないとい
うか、置いたままで話が進むということになる
危険性がありますので、そういった提言は一
応させていただきます。

一応、参考までに発言させていただきました。

○荒木章博委員 それで結構です。やっぱり
全体的な取り組みの中で、九州一括してやっ
ていかないと、やっぱり1地域が外れたとい
うことでは、これは成り立たないわけですの
で、引き続きよろしくお願いします。

○重村栄委員長 ほかにございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○重村栄委員長 ないようでございませ
んので、これにて質疑を終了いたしたいと思
います。

それでは、続きまして閉会中の継続審査に
ついてお諮りいたします。

本委員会に付託の調査事件については、審
査未了のため次期定例会まで本委員会を存続
して審査する旨、議長に申し出ることとして
よろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○重村栄委員長 異議なしと認め、そのよ
うにいたします。

その他に入りますが、何かございませ
んしょうか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○重村栄委員長 ないようでございませ
ん。

それでは、これをもちまして第10回道州制
問題等調査特別委員会を閉会いたします。

午前11時35分閉会

熊本県議会委員会条例第29条の規定により
ここに署名する
道州制問題等調査特別委員会委員長